

令和3年9月10日

公立保育所・認定こども園（2・3号認定）  
ご利用の保護者の皆さまへ

津市子育て推進課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令中の本市内の  
保育所等（2・3号認定）の対応の延長について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症への対策にご協力いただき、誠にありがとうございます。また、令和3年8月27日から9月12日までの間の対応にご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

今般、当県に発出されております緊急事態宣言が9月30日まで延長されました。本市内の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所については原則開所としますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大をできる限り抑えるため、ご家庭で保育が可能な場合には、登園を控えていただくようお願いいたします。

登園を控えていただいた場合には、利用者負担額及び給食費を日割り計算し減額します。金額につきましては、確定に一定の日数を要するため、ひとまず全額をご納付いただき、その後、減額分を還付する方法とさせていただきます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、保護者の皆さまにおかれましても、引き続き保育所等での感染拡大を未然に防ぐため、より一層の感染症対策にご協力いただきますようお願いいたします。

事務担当  
津市健康福祉部子育て推進課  
保育担当  
電話 059-229-3167